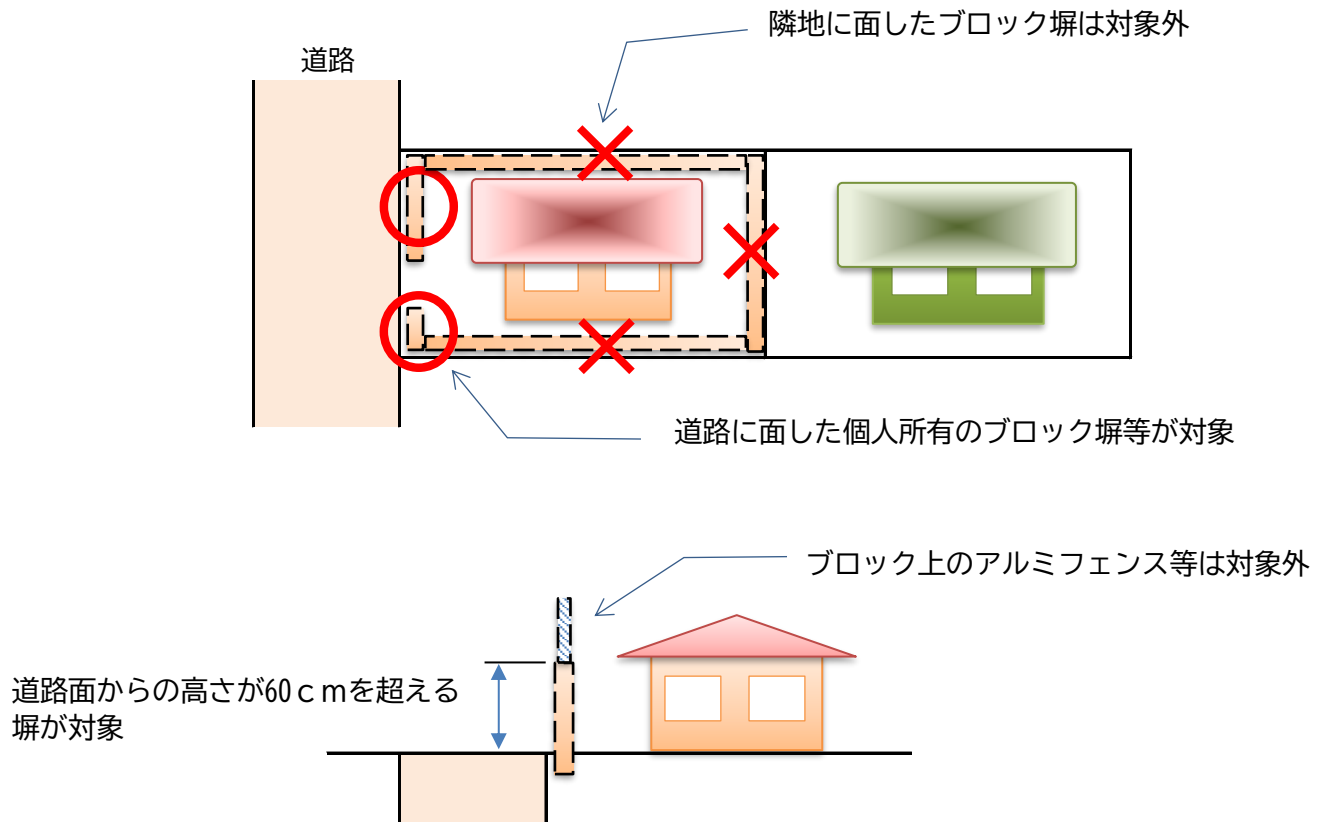


二宮町ブロック塀等撤去補助金交付要綱における対象基準

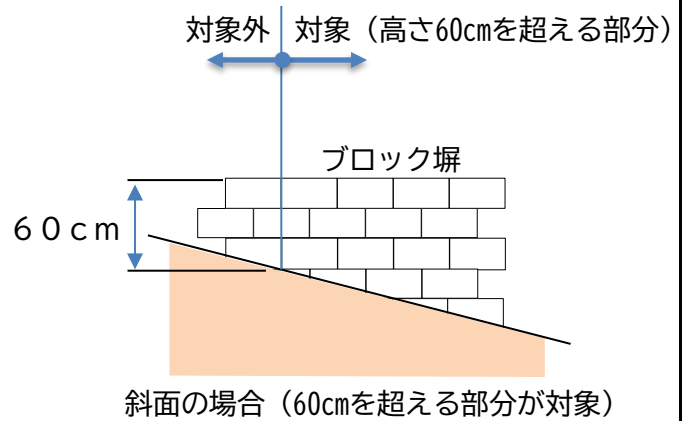
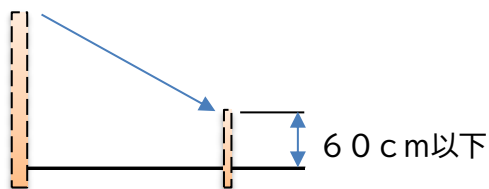
■補助対象となるブロック塀等

道路（国道、県道、町管理道路、私道）に面している個人所有のブロック塀が対象
ただし、私道の場合は通学路の指定がされている場合のみ対象

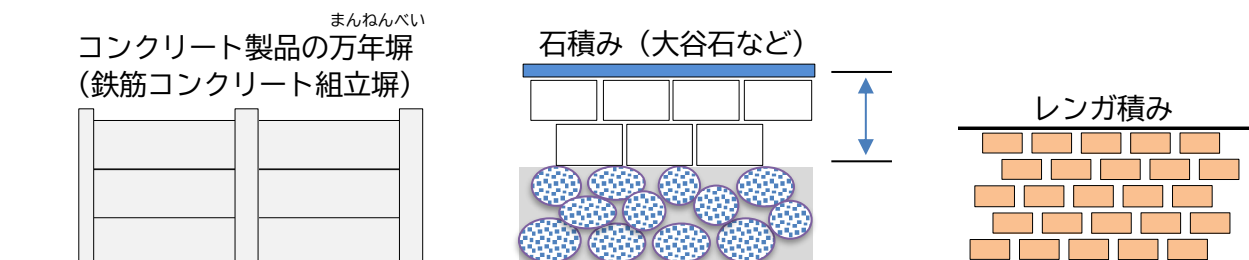


■対象となる工事

ブロック塀等を撤去または道路面からの高さを60 cm以下にする工事



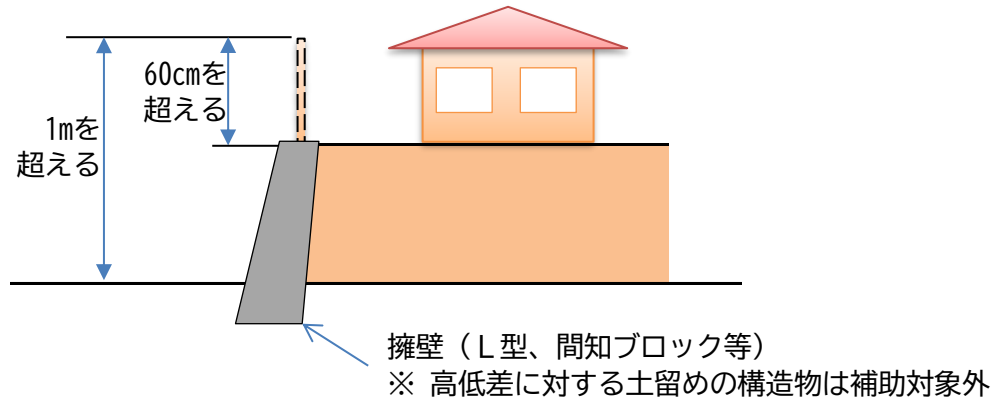
■ブロック塀以外に、対象となる塀の種類（例）



※木製やアルミフェンス等は対象外です。（コンクリート、鉄、石等でできた塀が対象）

■擁壁の上にブロック塀がある場合

道路面から、擁壁を含む高さが1 mを超えかつ、塀の高さが60 cmを超えるものは対象



■その他

※構造や材質など、対象となるか判断が難しい場合は、現地を確認し決定します。

※開発行為（都市計画法第29条）に伴う工事や、売買を目的としたもの等は対象外

※前面道路の幅員が4 m未満の場合は「狭あい道路拡幅整備事業」のご協力をお願いします。

■狭あい道路拡幅整備事業

道路幅が4 m未満の狭い道を「狭あい道路」と呼びます。

狭あい道路拡幅整備事業は、生活道路を整備するため、元の道路の中心線から2 m未満の道路を2 mに拡幅する事業です。

通常、前面道路が4 m未満で建物を建築（建替えを含む）する場合は、土地を後退する義務が生じますが、建築・建替えをしない場合でも道路空間の確保のために土地の後退を申し出た場合は、測量や土地の登記手続きを町の負担で行い、町へ無償または有償（基準による買取り）の引き渡しをすることができます。

この場合、ブロック塀や門などの物件は補償されますので、ブロック塀等を建替えることができます。

【問合せ先：都市整備課 道路班】

